

## 奈良県訓令第十二号

会計局

会計局事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第四号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

第三条に次の一項を加える。

3 会計局の課長補佐は、知事の事務のうち、奈良県事務決裁規程の規定により課長補佐が専決できることとされている事務について専決することができる。

第五条第一項中「不在」の下に「（出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 課長補佐が不在のときは、課長がその事務（知事の事務に限る。）を代決することができる。